

「県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例」についての反対討論

日本共産党宮城県議会議員団の内藤隆司です。会派を代表し、発議第4号議案「県議会議員の議員報酬に関する条例の一部を改正する条例」に反対の立場で討論をおこないます。

この条例は、人事委員会によって特別職の期末手当を0.05ヶ月分引き上げる勧告がおこなわれたことにあわせて、県議会議員の期末手当を特別職と同様に0.05ヶ月分引き上げるものです。

県議会議員は自らの報酬を、自らの議決によって決めることができるという権限が与えられています。それだけに、報酬引き上げにあたっては、自らを律する姿勢が求められています。

とりわけ、今期の県議会においては、政務活動費の不適切な運用によって、議長が二代続けて辞任するという事態が生まれました。新議長のもとで、政務活動費の運用改善と議会改革の努力をすすめて参りましたが、未だ道半ばであり、議会としての信頼が回復していない現状であると言わざるを得ません。

また、働く方の賃金が上がらず、農家のコメ収入が減少するなど、県民の暮らしを支える所得が増えていない現状も考慮すべきです。

そうした時、人事委員会勧告に沿うものであるとは言え、3年連続となる報酬引き上げを決めてしまうことは、県民の理解を得られるものではないと考えます。

以上、申し上げ、反対討論といたします。